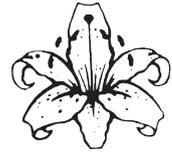


神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和3年9月28日(火曜日)

号外第60号

毎週火曜日及び金曜日発行

購読料
一箇月 二、九三〇円 一箇年 三三、一六〇円
(消費税・地方消費税・送料込み)
本号一部一、〇三九円(消費税及び地方消費税込み)

発行
横浜市中央区日本大通一
神奈川県政策局政策部政策法務課
電話横浜(〇四五)二一〇一一一一

印刷
横浜市鶴見区矢向三一五一二七
野崎印刷紙器株式会社
電話横浜(〇四五)五七一三三〇八

目次	ページ		ページ
〇規則		る規則の一部を改正する規則(人委・総務課)	17
知事における個人情報の保護に関する神奈川県個人情報保護条例施行規則等の一部を改正する規則(総務・行政管理課)	1	〇監査委員告示	
〇企業管理規程		神奈川県監査委員における個人情報の保護に関する神奈川県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則(監査・総務課)	17
神奈川県公営企業管理者における個人情報の保護に関する神奈川県個人情報保護条例施行規則等の一部を改正する規程(企業・総務室)	15	〇労働委員会規則	
〇議会告示		神奈川県労働委員会における個人情報の保護に関する神奈川県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則(労委・審査調整課)	17
神奈川県議会における個人情報の保護に関する神奈川県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規程(議会・総務課)	16	〇収用委員会告示	
〇教育委員会規則		神奈川県収用委員会運営規程の一部を改正する規程	17
神奈川県文化財保護条例の施行等に関する規則等の一部を改正する規則(教委・行政課)	16	神奈川県収用委員会における個人情報の保護に関する神奈川県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規程	18
〇人事委員会規則		〇海区漁業調整委員会告示	
神奈川県人事委員会議事規則の一部を改正する規則(人委・総務課)	16	神奈川県海区漁業調整委員会における個人情報の保護に関する神奈川県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規程	18
神奈川県人事委員会における個人情報の保護に関する神奈川県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則(人委・総務課)	17	〇内水面漁場管理委員会告示	
神奈川県人事委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則	17	神奈川県内水面漁場管理委員会における個人情報の保護に関する神奈川県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規程	18

規則

知事における個人情報の保護に関する神奈川県個人情報保護条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年9月28日

神奈川県知事 黒岩祐治

神奈川県規則第80号

知事における個人情報の保護に関する神奈川県個人情報保護条例施行規則等の一部を改正する規則

目次

- 第1章 政策局関係(第1条～第6条)
- 第2章 総務局関係(第7条～第14条)
- 第3章 暮らし安全防災局関係(第15条～第18条)
- 第4章 環境農政局関係(第19条～第35条)
- 第5章 福祉子どもみらい局関係(第36条～第49条)
- 第6章 健康医療局関係(第50条～第65条)
- 第7章 産業労働局関係(第66条～第68条)
- 第8章 県土整備局関係(第69条～第105条)
- 第9章 公安委員会関係(第106条)

附則

第1章 政策局関係

(知事における個人情報の保護に関する神奈川県個人情報保護条例施行規則の一部改正)

第1条 知事における個人情報の保護に関する神奈川県個人情報保護条例施行規則(平成2年神奈川県規則第43号)の一部を次のように改正する。

第2号様式の備考2、第9号様式の備考2及び第15号様式の備考2中「。代理人が法人の場合には、併せて代表者印を押印してください」を削る。

(神奈川県聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部改正)

第2条 神奈川県聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成6年神奈川県規則第156号)の一部を次のように改正する。

第13条中「記載し、主宰者がこれに記名押印しなければ」を「記載しなければ」に改める。

第17条第3項中「確認した上、弁明者に記名押印を求めなければ」を「確認しなければ」に改め、同項後段を削る。

(政治倫理の確立のための神奈川県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 政治倫理の確立のための神奈川県知事の資産等の公開に関する条例施行規則(平成7年神奈川県規則第131号)の一部を次のように改正する。

第8条中「押印するとともに、」を削る。

第1号様式から第4号様式までの規定中「@」を削る。

(神奈川県土地利用調整条例施行規則の一部改正)

第4条 神奈川県土地利用調整条例施行規則(平成8年神奈川県規則第97号)の一部を次のように改正する。

この公報は再生紙を使用しています

第3号様式及び第5号様式中「㊟」を削る。
 (特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部改正)

第5条 特定非営利活動促進法施行条例施行規則(平成10年神奈川県規則第84号)の一部を次のように改正する。

第1号様式から第12号様式まで、第14号様式及び第17号様式から第22号様式までの規定中「㊟」を削る。
 (地方税法第37条の2第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等を定める条例施行規則の一部改正)

第6条 地方税法第37条の2第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等を定める条例施行規則(平成24年神奈川県規則第5号)の一部を次のように改正する。

第1号様式及び第3号様式から第8号様式までの規定中「㊟」を削る。

第2章 総務局関係
 (納税貯蓄組合等の取扱いに関する規則の一部改正)

第7条 納税貯蓄組合等の取扱いに関する規則(昭和26年神奈川県規則第86号)の一部を次のように改正する。

第2号様式の備考1中「認印」を「記名」に改める。
 (収入証紙に関する条例施行規則の一部改正)

第8条 収入証紙に関する条例施行規則(昭和39年神奈川県規則第66号)の一部を次のように改正する。

第2号様式中「㊟」を削る。
 第3号様式及び第7号様式から第9号様式までの規定中「㊟」を削る。
 第10号様式中「㊟」を削る。
 (議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)

第9条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和42年神奈川県規則第100号)の一部を次のように改正する。

第33条第3項を削る。
 (補助金の交付等に関する規則の一部改正)

第10条 補助金の交付等に関する規則(昭和45年神奈川県規則第41号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊟」を削る。
 (神奈川県県税条例施行規則の一部改正)

第11条 神奈川県県税条例施行規則(昭和45年神奈川県規則第43号)の一部を次のように改正する。

附則第1号様式中「㊟」を削る。
 附則第1号様式の3及び附則第1号様式の4(表)中「㊟」を削る。
 第1号様式(裏)及び第3号様式(裏)中

異動年月日	所 属 名	課 長 認 印
・ ・		
・ ・		

を

・ ・		
・ ・		

異 動 年 月 日	所 属 名
・ ・	
・ ・	
・ ・	
・ ・	

に

改める。

第5号様式中「㊟」を削る。
 第17号様式中「㊟」を削り、同様式の備考2中「署名押印して」を「署名して」に改める。

第35号様式中 「納 税 者 (特別徴収義務者)
 郵 便 番 号
 住 (居) 所 又 は 所 在 地
 氏 名 又 は 法 人 名 及 び
 代 表 者 氏 名
 電 話 番 号

㊟ を 「納 税 者 (特別徴収義務者)
 郵 便 番 号
 住 (居) 所 又 は 所 在 地
 氏 名 又 は 法 人 名 及 び
 代 表 者 氏 名
 電 話 番 号

に改

め、同様式中備考2を備考3とし、同様式の備考1中「納税保証書」の次に「及び保証人の印鑑登録証明書」を加え、同様式中備考1を備考2とし、備考1として次のように加える。

1 所有者の印鑑登録証明書を添付してください。

第45号様式及び第45号様式の2中「㊟」を削り、「口座振込み」を「口座振込」に改める。

第47号様式、第47号様式の2、第52号様式、第52号様式の2(表)及び第52号様式の6中「㊟」を削る。

第58号様式の3及び第59号様式(表)中「㊟」を削る。

第61号様式の4中「㊟」を削り、「署名押印」を「署名」に改める。

第65号様式の3及び第65号様式の4中「㊟」を削る。

第66号様式の6中「㊟」を削り、「署名押印」を「署名」に改める。

第66号様式の7中「㊟」を削る。

第66号様式の8中「㊟」を削り、「署名押印」を「署名」に改める。

第66号様式の11、第70号様式、第74号様式、第76号様式、第79号様式及び第79号様式の2中「㊟」を削る。

関氏
 与
 税名
 理・
 士印

第84号様式中「㊟」及び

(
局
番

を削り、

備考	
----	--

を

備考	
----	--

関与税理士	署名	
	事務所所在地	電話() -

に

改める。

第85号様式及び第98号様式中「㊟」を削る。

第99号様式の2中「㊟」を削り、「名称印」を「名称」に改める。

第110号様式中「㊟」を削る。

第126号様式中「㊟」を削る。

第127号様式、第130号様式、第133号様式、第141号様式の2及び第143号様式中「㊟」を削る。

(神奈川県県有財産規則の一部改正)

第12条 神奈川県県有財産規則(昭和59年神奈川県規則第40号)の一部を次のように改正する。

第6号様式中「並びに」を「及び」に改め、「及び印」を削り、同様式の備考3を削る。

第11号様式中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。

第12号様式中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。

第13号様式中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。

第14号様式の2中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。

第15号様式中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。

第16号様式中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。

第17号様式中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。

第18号様式中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。

第19号様式中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。

第20号様式中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。

第21号様式中「㊟」を削り、同様式中備考1を備考とし、備考2を削る。

第22号様式中「㊟」を削り、同様式の備考3を削る。

(過疎地域における県税の課税の特例に関する条例施行規則の一部改正)

第13条 過疎地域における県税の課税の特例に関する条例施行規則(平成30年神奈川県規則第27号)の一部を次のように改正する。

第1号様式から第5号様式までの規定中「㊟」を削る。

(神奈川県県税に関する犯則事件取扱規則の一部改正)

第14条 神奈川県県税に関する犯則事件取扱規則(令和2年神奈川県規則第23号)の一部を次のように改正する。

第6号様式(裏)中

異動年月日	所属名	課長認印
・ ・		
・ ・		
・ ・		
・ ・		

を

異動年月日	所属名
・ ・	
・ ・	
・ ・	
・ ・	

に

改める。

第3章 暮らし安全防災局関係

(神奈川県動力消防ポンプ性能試験規則の一部改正)

第15条 神奈川県動力消防ポンプ性能試験規則(昭和30年神奈川県規則第23号)の一部を次のように改正する。

第1号様式中「㊟」を削る。

(火薬類取締法施行細則の一部改正)

第16条 火薬類取締法施行細則(昭和36年神奈川県規則第16号)の一部を次のように改正する。

第1号様式及び第5号様式中「㊟」を削る。

(神奈川県消防学校規則の一部改正)

第17条 神奈川県消防学校規則(昭和46年神奈川県規則第53号)の一部を次のように改正する。

第1号様式及び第4号様式中「㊟」を削る。

(神奈川県消費生活条例施行規則の一部改正)

第18条 神奈川県消費生活条例施行規則(昭和55年神奈川県規則第79号)の一部を次のように改正する。

第23条中「作成し、これに記名押印しなければ」を「作成しなれば」に改める。

第5号様式中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。

第13号様式中「㊟」を削り、同様式中備考1を備考とし、備考2を削る。

第18号様式中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。

第21号様式中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。

第4章 環境農政局関係

(森林病虫害等防除法施行細則の一部改正)

第19条 森林病虫害等防除法施行細則(昭和25年神奈川県規則第51号)の一部を次のように改正する。

第3号様式中「㊟」を削る。

(漁船法施行細則の一部改正)

第20条 漁船法施行細則(昭和26年神奈川県規則第30号)の一部を次のように改正する。

第5号様式中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。

第7号様式中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。

第8号様式中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。

(牧野法施行細則の一部改正)

第21条 牧野法施行細則(昭和26年神奈川県規則第48号)の一部を次のように改正する。

第1号様式中「並びに」を「及び」に改め、「及び印」を削る。

第2号様式中「㊟」を削る。

第3号様式中「㊟」を削る。

第4号様式及び第5号様式中「並びに」を「及び」に改め、「及び印」を削る。

(農業協同組合法施行細則の一部改正)

第22条 農業協同組合法施行細則(昭和36年神奈川県規則第11号)の一部を次のように改正する。

第21条第2号中「記名押印し、」を削る。

(古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行細則の一部改正)

第23条 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行細則(昭和42年神奈川県規則第39号)の一部を次のように改正する。

第1号様式中「㊟」を削り、同様式中備考1を備考とし、備考2を削る。

第12号様式中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。

第13号様式中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。

(首都圏近郊緑地保全法施行細則の一部改正)

第24条 首都圏近郊緑地保全法施行細則(昭和42年神奈川県規則第40号)の一部を次のように改正する。

第1号様式中「㊟」を削り、同様式中備考1を備考とし、備考2を削る。

第10号様式中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。

(神奈川県漁港管理条例施行規則の一部改正)

第25条 神奈川県漁港管理条例施行規則(昭和44年神奈川県規則第102号)の一部を次のように改正する。

第1号様式から第3号様式までの規定中「㊟」を削る。

第4号様式中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。

第6号様式、第8号様式及び第11号様式から第16号様式までの規定中「㊟」を削る。

(神奈川県立かながわ農業アカデミー条例施行規則の一部改正)

第26条 神奈川県立かながわ農業アカデミー条例施行規則(昭和46年神奈川県規則第13号)の一部を次のように改正する。

第2号様式中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。

(自然環境保全条例施行規則の一部改正)

第27条 自然環境保全条例施行規則(昭和48年神奈川県規則第37号)の一部を次のように改正する。

第8号様式中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。

第9号様式中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。

第12号様式中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。

第14号様式中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。

第16号様式中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。

(漁港漁場整備法施行細則の一部改正)

第28条 漁港漁場整備法施行細則(昭和48年神奈川県規則第110号)の一部を次のように改正する。

第1号様式から第8号様式までの規定中「㊟」を削る。

(都市緑地法施行細則の一部改正)

第29条 都市緑地法施行細則(昭和49年神奈川県規則第15号)の一部を次のように改正する。

第1号様式中「㊟」を削り、同様式中備考1を備考とし、備考2を削る。

第10号様式中「㊟」を削り、同様式中備考1を備考とし、備考2を削る。

第11号様式中「㊟」を削り、同様式中備考1を備考とし、備考2を削る。

第12号様式中「㊟」を削り、同様式中備考1を備考とし、備考2を削る。

第14号様式中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。

第15号様式中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。

(水産業協同組合法施行細則の一部改正)

第30条 水産業協同組合法施行細則(昭和52年神奈川県規則第1号)の一部を次のように改正する。

第24条及び第25条中「(当該組合員が署名し、又は記名押印したものに限る。)」を削る。

第1号様式中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。

第3号様式中「㊟」を削る。

第4号様式中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。

第5号様式中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。

(神奈川県立21世紀の森条例施行規則の一部改正)

第31条 神奈川県立21世紀の森条例施行規則(昭和58年神奈川県規則第45号)の一部を次のように改正する。

第2号様式及び第3号様式中「㊟」を削る。

(神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正)

第32条 神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則(平成9年神奈川県規則第113号)の一部を次のように改正する。

第1号様式(表)中「㊟」を削り、同様式(裏)中備考6を削り、備考7を備考6とする。

第5号様式中「㊟」を削り、同様式中備考3を削り、備考4を備考3とする。

第6号様式(1面)中「㊟」を削り、同様式(3面)中備考6を削り、備考7を備考6とする。

第9号様式(表)中「㊟」を削り、同様式(裏)中備考2を削り、備考3を備考2とする。

第10号様式中「㊟」を削り、同様式中備考1を削り、備考2を備考とする。

第13号様式(1面)中「㊟」を削り、同様式(3面)中備考5を削り、備考6を備考5とする。

第13号様式の2(1面)中「㊟」を削り、同様式(3面)中備考8を削り、備考9を備考8とする。

第14号様式(表)中「㊟」を削り、同様式(裏)中備考4を削り、備考5を備考4とする。

第15号様式中「㊟」を削り、同様式中備考3を削り、備考4を備考3とする。

第15号様式の2中「㊟」を削り、同様式中備考2を削り、備考3を備考2とする。

第16号様式(表)中「㊟」を削り、同様式(裏)中備考5を削り、備考6を備考5とする。

第16号様式の2(表)中「㊟」を削り、同様式(裏)中備考3を削り、備考4を備考3とする。

第16号様式の3(表)中「㊟」を削り、同様式(裏)中備考5を削り、備考6を備考5とする。

第16号様式の4(1面)中「㊟」を削り、同様式(3面)中備考6を削り、備考7を備考6とする。

第16号様式の5中「㊟」を削り、同様式中備考1を削り、備考2を備考とする。

第17号様式(1面)中「㊟」を削り、同様式(3面)中備考6を削り、備考7を備考6とする。

第17号様式の2中「㊟」を削り、同様式中備考1を削り、備考2を備考とする。

第17号様式の3(1面)中「㊟」を削り、同様式(4面)中備考9を削り、備考10を備考9とする。

第18号様式の2(表)中「㊟」を削り、同様式(裏)中備考7を削り、備考8を備考7とする。

第18号様式の3中「㊟」を削り、同様式中備考3を削り、備考4を備考3とする。

第21号様式の2(表)中「㊟」を削り、同様式(裏)中備考3を削り、備考4を備考3とする。

第21号様式の3(表)中「㊟」を削り、同様式(裏)中備考2を削り、備考3を備考2とする。

第21号様式の4中「㊟」を削り、同様式中備考2を削り、備考3を備考2とする。

第21号様式の5中「㊟」を削り、同様式中備考2を削り、備考3を備考2とする。

第21号様式の6中「㊟」を削り、同様式中備考2を削り、備考3を備考2とする。

第22号様式中「㊟」を削り、同様式中備考4を削り、備考5を備考4とする。

第23号様式中「㊟」を削り、同様式中備考5を削り、備考6を備考5とする。

第24号様式中「㊟」を削り、同様式中備考3を削り、備考4を備考3とする。

第25号様式中「㊟」を削り、同様式中備考3を削り、備考4を備考3とする。

第26号様式中「㊟」を削り、同様式中備考3を削り、備考4を備考3とする。

第27号様式中「㊟」を削り、同様式中備考4を削り、備考5を備考4とする。

第28号様式中「㊟」を削り、同様式中備考3を削り、備考4を備考3とする。

第29号様式中「㊟」を削り、同様式中備考4を削り、備考5を備考4とする。

第30号様式中「㊟」を削り、同様式中備考3を削り、備考4を備考3とする。

第34号様式(表)中「㊟」を削り、同様式(表)中備考1を削り、備考2を備考とする。

第35号様式中「㊟」を削り、同様式中備考1を削り、備考2を備考とする。

第36号様式(表)中「㊟」を削り、同様式(表)中備考2を削り、備考3を備考2とする。

第37号様式中「㊟」を削り、同様式中備考2を削り、備考3を備考2とする。

第38号様式中「㊟」を削り、同様式中備考1を削り、備考2を備考とする。

第39号様式中「㊟」を削り、同様式中備考2を削り、備考3を備考2とする。

第40号様式中「㊟」を削り、同様式中備考2を削り、備考3を備考2とする。

第41号様式(表)中「㊟」を削り、同様式(表)中備考1を削り、備考2を備考とする。

第42号様式中「㊟」を削り、同様式中備考2を削り、備考3を備考2とする。

第43号様式(表)中「㊟」を削り、同様式(表)中備考2を削り、備考3を備考2とする。

第44号様式中「㊟」を削り、同様式中備考4を削り、備考5を備考4とする。

第45号様式(表)中「㊟」を削り、同様式(表)中備考1を削り、備考2を備考とする。

第46号様式(表)中「㊟」を削り、同様式(裏)中備考3を削り、備考4を備考3とする。

第47号様式中「㊟」を削り、同様式中備考3を削り、備考4を備考3とする。

第47号様式の2(表)中「㊟」を削り、同様式(裏)中備考4を削り、備考5を備考4とする。

第48号様式の2中「㊟」を削り、同様式中備考1を削り、備考2を備考とする。

第49号様式(表)中「㊟」を削り、同様式(裏)中備考2を削り、備考3を備考2とする。

第50号様式中「㊟」を削り、同様式中備考2を削り、備考3を備考2とする。

第51号様式中「㊟」を削り、同様式中備考2を削り、備考3を備考2とする。

第52号様式中「㊟」を削り、同様式中備考2を削り、備考3を備考2とする。

(神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例施行規則の一部改正)

第33条 神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例施行規則(平成20年神奈川県規則第7号)の一部を次のように改正する。

第1号様式から第3号様式までの規定中「㊟」を削る。

(神奈川県地球温暖化対策推進条例施行規則の一部改正)

第34条 神奈川県地球温暖化対策推進条例施行規則(平成21年神奈川県規則第73号)の一部を次のように改正する。

第1号様式(第1面)中「㊟」を削り、同様式(第9面)中

備考7を削り、備考8を備考7とし、備考9を備考8とする。

第2号様式中「㊟」を削り、同様式中備考2を削り、備考3を備考2とする。

第3号様式(第1面)中「㊟」を削り、同様式(第7面)中備考7を削り、備考8を備考7とする。

第4号様式中「㊟」を削り、同様式中備考1を備考とし、備考2を削る。

第5号様式(第1面)中「㊟」を削り、同様式(第4面)中備考4を削り、備考5を備考4とする。

第6号様式(第1面)中「㊟」を削り、同様式(第3面)中備考3を削り、備考4を備考3とする。

第7号様式(第1面)中「㊟」を削り、同様式(第8面)中備考6を削り、備考7を備考6とし、備考8を備考7とする。

第8号様式(第1面)中「㊟」を削り、同様式(第6面)中備考5を削り、備考6を備考5とする。

第9号様式(表)中「㊟」を削り、同様式(裏)中備考5を削り、備考6を備考5とする。

第10号様式(表)中「㊟」を削り、同様式(裏)中備考5を削り、備考6を備考5とする。

第11号様式中「㊟」を削り、同様式中備考2を削り、備考3を備考2とする。

第12号様式中「㊟」を削り、同様式中備考1を備考とし、備考2を削る。

第13号様式中「㊟」を削り、同様式中備考2を削り、備考3を備考2とする。

第14号様式中「㊟」を削り、同様式中備考4を削り、備考5を備考4とする。

第15号様式中「㊟」を削り、同様式中備考4を削り、備考5を備考4とする。

第16号様式中「㊟」を削り、同様式中備考2を削り、備考3を備考2とする。

第17号様式(第1面)中「㊟」を削り、同様式(第3面)中備考6を削り、備考7を備考6とする。

第18号様式中「㊟」を削り、同様式中備考2を削り、備考3を備考2とする。

第19号様式中「㊟」を削り、同様式中備考1を備考とし、備考2を削る。

第20号様式(第1面)中「㊟」を削り、同様式(第3面)中備考4を削り、備考5を備考4とする。

第21号様式中「㊟」及び「3 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。」を削る。

第22号様式中「㊟」を削り、同様式中備考4を削り、備考5を備考4とする。

第23号様式中「㊟」を削り、同様式中備考4を削り、備考5を備考4とする。

第24号様式中「㊟」を削り、同様式中備考4を削る。
(養蜂振興法施行細則の一部改正)

第35条 養蜂振興法施行細則(平成24年神奈川県規則第107号)の一部を次のように改正する。

第1号様式中「㊟」を削り、同様式中備考1を削り、備考2

を備考1とし、備考3を備考2とし、備考4を備考3とする。

第2号様式中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。

第3号様式中「㊟」を削り、同様式中備考1を削り、備考2を備考1とし、備考3を備考2とする。

第5章 福祉子どもみらい局関係

(身体障害者福祉法施行細則の一部改正)

第36条 身体障害者福祉法施行細則(昭和34年神奈川県規則第32号)の一部を次のように改正する。

第2号様式から第4号様式までの規定中「並びに」を「及び」に改め、「及び印」を削る。

(母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けに関する規則の一部改正)

第37条 母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けに関する規則(昭和40年神奈川県規則第24号)の一部を次のように改正する。

第1号様式(第1面)中

「捨申請者;連帯債務者;連帯保証人;法定代理人
印」を削り、

「申請者 郵便番号
住所
フリガナ
氏名 ㊟」

「申請者 郵便番号
住所
フリガナ
氏名」に改める。

第5号様式(表)及び第6号様式中「㊟」を削る。

「郵便番号
第7号様式の2中 フリガナ
氏名 ㊟」

「郵便番号
フリガナ
氏名」に改める。

「郵便番号
第8号様式中 フリガナ
氏名 ㊟」

「郵便番号
フリガナ
氏名」に改め、同様式の備考4を削る。

第10号様式中「㊟」を削り、同様式中備考1を備考とし、備考2を削る。

第11号様式中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。

第12号様式中

「捨申請者;連帯債務者;連帯保証人;法定代理人
印」を削る。

第13号様式中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。

第14号様式(表)中「㊦」を削り、同様式(裏)の備考を削る。

第16号様式中「㊦」を削り、同様式の備考を削る。

第18号様式(表)中「㊦」を削り、同様式(裏)の備考を削る。

第20号様式中「㊦」を削り、同様式の備考を削る。

第28号様式中「㊦」を削り、同様式の備考を削る。

第33号様式中「㊦」を削り、同様式中備考1を備考とし、備考2を削る。

(神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例施行規則の一部改正)

第38条 神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例施行規則(昭和44年神奈川県規則第24号)の一部を次のように改正する。

第1号様式中「㊦」を削り、同様式の備考6を削る。

第2号様式(表)中「㊦」を削り、同様式(裏)の備考10を削る。

第3号様式(表)中「㊦」を削り、同様式(裏)の備考5を削る。

第5号様式中「㊦」を削り、同様式中備考1を備考とし、備考2を削る。

第6号様式中「㊦」を削り、同様式の備考6を削る。

(神奈川県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部改正)

第39条 神奈川県心身障害者扶養共済制度条例施行規則(昭和45年神奈川県規則第79号)の一部を次のように改正する。

第1号様式、第6号様式、第8号様式、第12号様式から第14号様式まで、第17号様式、第18号様式、第21号様式及び第23号様式から第26号様式までの規定中「㊦」を削る。

(生活保護法施行細則の一部改正)

第40条 生活保護法施行細則(昭和48年神奈川県規則第14号)の一部を次のように改正する。

第1号様式から第3号様式までの規定中「㊦」を削る。

(老人福祉法施行細則の一部改正)

第41条 老人福祉法施行細則(昭和54年神奈川県規則第8号)の一部を次のように改正する。

第5号様式中「㊦」を削る。

第6号様式及び第8号様式中「㊦」を削る。

第9号様式中「並びに」を「及び」に改め、「及び印」を削る。

第10号様式及び第11号様式中「㊦」を削る。

第12号様式中「㊦」を削る。

第13号様式中「㊦」を削る。

第15号様式及び第16号様式中「並びに」を「及び」に改め、「及び印」を削る。

(行旅病人、行旅死亡人及びその同伴者の救護及び取扱いに係る費用弁償等に関する規則の一部改正)

第42条 行旅病人、行旅死亡人及びその同伴者の救護及び取扱いに係る費用弁償等に関する規則(昭和62年神奈川県規則第25号)の一部を次のように改正する。

第1号様式、第2号様式及び第4号様式中「㊦」を削る。

(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行細則の一部改正)

第43条 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行細則(平

成7年神奈川県規則第82号)の一部を次のように改正する。

第1号様式から第3号様式まで及び第5号様式から第12号様式までの規定中「㊦」を削る。

(神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例施行規則の一部改正)

第44条 神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例施行規則(平成8年神奈川県規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2号様式から第4号様式まで、第9号様式から第12号様式まで及び第14号様式中「㊦」を削る。

第15号様式中「㊦」を削り、同様式の備考3を削る。

(神奈川県立総合療育相談センター条例施行規則の一部改正)

第45条 神奈川県立総合療育相談センター条例施行規則(平成8年神奈川県規則第70号)の一部を次のように改正する。

第3号様式中「住所氏名」を「住所氏名」に改める。

「住所氏名」に改める。

(介護保険法施行細則の一部改正)

第46条 介護保険法施行細則(平成11年神奈川県規則第69号)の一部を次のように改正する。

第1号様式及び第3号様式から第5号様式までの規定中「㊦」を削る。

(神奈川県子ども・子育て支援推進条例施行規則の一部改正)

第47条 神奈川県子ども・子育て支援推進条例施行規則(平成19年神奈川県規則第30号)の一部を次のように改正する。

第1号様式及び第4号様式中「㊦」を削る。

(神奈川県青少年保護育成条例施行規則の一部改正)

第48条 神奈川県青少年保護育成条例施行規則(平成22年神奈川県規則第119号)の一部を次のように改正する。

第1号様式中「㊦」を削り、同様式中備考1を備考とし、備考2を削る。

第5号様式中「㊦」を削り、同様式中備考1を備考とし、備考2を削る。

第9号様式中「㊦」を削る。

(小児慢性特定疾病医療費の支給に関する規則の一部改正)

第49条 小児慢性特定疾病医療費の支給に関する規則(平成26年神奈川県規則第111号)の一部を次のように改正する。

第1号様式中「㊦」を削り、同様式中備考1を備考とし、備考2を削る。

第2号様式中「㊦」を削り、同様式中備考1を備考とし、備考2を削る。

第3号様式中「㊦」を削り、同様式の備考4を削る。

第4号様式中「㊦」を削り、同様式中備考1を備考とし、備考2を削る。

第5号様式中「㊦」を削り、同様式の備考を削る。

第7号様式中「㊦」を削り、同様式の備考を削る。

第8号様式中「氏名」を「氏名」に改め、同様式の備考を削る。

第9号様式中「㊦」を削り、同様式の備考を削る。

第10号様式中「㊟」を削り、同様式の備考3を削る。

第11号様式中「㊟」を削り、同様式の備考3を削る。

第12号様式中「㊟」を削り、同様式中備考1を備考とし、備考2を削る。

第13号様式中「㊟」を削り、同様式中備考1を備考とし、備考2を削る。

第6章 健康医療局関係

(狂犬病予防法施行細則の一部改正)

第50条 狂犬病予防法施行細則(昭和25年神奈川県規則第102号)の一部を次のように改正する。

第4号様式中「㊟」を削り、同様式中備考1を備考とし、備考2を削る。

(医療法施行細則の一部改正)

第51条 医療法施行細則(昭和25年神奈川県規則第111号)の一部を次のように改正する。

附則様式及び第1号様式から第4号様式の4までの規定中「㊟」を削る。

第9号様式(表)中「㊟」を削り、同様式の別紙中「処方せん」を「処方箋」に改める。

第10号様式中「㊟」を削り、「取扱処方せん数」を「取扱処方箋数」に改める。

第13号様式及び第14号様式中「㊟」を削る。

第15号様式(表)中「㊟」を削り、同様式の別紙中「処方せん」を「処方箋」に改める。

第17号様式、第19号様式、第32号様式から第32号様式の5まで、第33号様式、第35号様式、第36号様式から第36号様式の4まで、第36号様式の6及び第36号様式の8から第36号様式の10までの規定中「㊟」を削る。

(保健師助産師看護師法施行細則の一部改正)

第52条 保健師助産師看護師法施行細則(昭和30年神奈川県規則第29号)の一部を次のように改正する。

第7号様式中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。

第10号様式中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。

第13号様式中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。

(旅館業法施行細則の一部改正)

第53条 旅館業法施行細則(昭和33年神奈川県規則第1号)の一部を次のように改正する。

第3号様式中「㊟」を削り、同様式の備考中「記名押印して」を「記名して」に改める。

(神奈川県看護師等修学資金貸付条例施行規則の一部改正)

第54条 神奈川県看護師等修学資金貸付条例施行規則(昭和39年神奈川県規則第48号)の一部を次のように改正する。

第1号様式中「㊟」を削る。

第2号様式(裏)中「㊟」を削る。

第6号様式中「㊟」を削る。

第7号様式中「㊟」を削り、同様式中備考1を備考とし、備考2を削る。

第8号様式中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。

(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部改正)

第55条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則(昭和39年神奈川県規則第154号)の一部を次のように改正する。

第1号様式中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。

第2号様式中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。

第3号様式中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。

第4号様式中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。

第5号様式中「㊟」を削り、同様式の備考4を削る。

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の施行に関する規則の一部改正)

第56条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の施行に関する規則(昭和40年神奈川県規則第95号)の一部を次のように改正する。

第1号様式の2(表)中「ごろ」を「頃」に改め、同様式(裏)中「㊟」を削る。

第1号様式の3及び第7号様式中「㊟」を削る。

第8号様式(表)中「㊟」を削り、同様式(裏)中備考1を備考とし、備考2を削る。

第10号様式(表)、第10号様式の3(表)、第10号様式の5から第10号様式の10まで、第12号様式及び第13号様式中「㊟」を削る。

(毒物及び劇物取締法施行細則の一部改正)

第57条 毒物及び劇物取締法施行細則(昭和42年神奈川県規則第44号)の一部を次のように改正する。

第1号様式、第2号様式及び第5号様式から第7号様式の2までの規定中「㊟」を削る。

第8号様式中「㊟」を削り、同様式の備考3を削る。

第11号様式中「㊟」を削り、同様式の備考3を削る。

第12号様式中「㊟」を削り、同様式の備考3を削る。

第13号様式中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。

(神奈川県理学療法士及び作業療法士修学資金貸付条例施行規則の一部改正)

第58条 神奈川県理学療法士及び作業療法士修学資金貸付条例施行規則(昭和45年神奈川県規則第25号)の一部を次のように改正する。

第1号様式(表)中「㊟」を削る。

第5号様式中「㊟」を削る。

第6号様式中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。

第7号様式中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。

(歯科技工士法施行細則の一部改正)

第59条 歯科技工士法施行細則(昭和46年神奈川県規則第45号)の一部を次のように改正する。

第4号様式中「㊟」を削る。

(神奈川県水道法施行細則の一部改正)

第60条 神奈川県水道法施行細則(昭和55年神奈川県規則第40号)の一部を次のように改正する。

第1号様式、第3号様式、第5号様式及び第11号様式中「並びに」を「及び」に改め、「及び印」を削る。

(麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部改正)

第61条 麻薬及び向精神薬取締法施行細則(昭和55年神奈川県規則

則第139号)の一部を次のように改正する。

第1号様式から第4号様式までの規定中「㊟」を削る。

(温泉法施行細則の一部改正)

第62条 温泉法施行細則(昭和59年神奈川県規則第33号)の一部を次のように改正する。

第1号様式中「㊟」を削り、「ゆう出させる」を「湧出させる」に、「ゆう出路」を「湧出路」に、「ゆう出した」を「湧出した」に改め、同様式の備考を削る。

第2号様式中「㊟」を削り、「ゆう出量」を「湧出量」に、「ゆう出量」を「湧出量」に改め、同様式の備考を削る。

第3号様式中「㊟」を削り、「ゆう出量」を「湧出量」に、「ゆう出地」を「湧出地」に、「ゆう出路」を「湧出路」に改め、同様式の備考を削る。

第6号様式中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。

第7号様式中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。

第8号様式中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。

第11号様式中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。

第12号様式中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。

第13号様式中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。

第15号様式中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。

第18号様式中「㊟」を削り、「ゆう出地」を「湧出地」に改め、同様式の備考を削る。

第19号様式中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。

第32号様式中「㊟」を削り、同様式中備考1を削り、備考2を備考とする。

(神奈川県墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則の一部改正)

第63条 神奈川県墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則(平成15年神奈川県規則第64号)の一部を次のように改正する。

第1号様式(表)及び第3号様式から第10号様式までの規定中「印」を削る。

(神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例施行規則の一部改正)

第64条 神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例施行規則(平成22年神奈川県規則第24号)の一部を次のように改正する。

第1号様式、第4号様式、第6号様式から第8号様式まで及び第10号様式から第13号様式までの規定中「㊟」を削る。

(難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部改正)

第65条 難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則(平成26年神奈川県規則第107号)の一部を次のように改正する。

第1号様式中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。

第2号様式(表)中「㊟」を削り、同様式(裏)の備考を削る。

第3号様式中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。

第4号様式中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。

第5号様式中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。

第7号様式中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。

第8号様式中「氏名」を「氏名」に改め、同様式の備考を削る。

第9号様式中「氏名」

を「氏名」に改め、同様式の備考を削る。

第10号様式中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。

第11号様式中「㊟」を削り、同様式の備考3を削る。

第12号様式中「㊟」を削り、同様式の備考3を削る。

第13号様式中「㊟」を削り、同様式中備考1を備考とし、備考2を削る。

第14号様式中「㊟」を削り、同様式中備考1を備考とし、備考2を削る。

第15号様式中「㊟」を削る。

第7章 産業労働局関係

(神奈川県立の総合職業技術校に関する条例施行規則の一部改正)

第66条 神奈川県立の総合職業技術校に関する条例施行規則(昭和54年神奈川県規則第33号)の一部を次のように改正する。

第3号様式中「㊟」を削り、同様式中備考1を備考とし、備考2を削る。

(神奈川県障害者職業能力開発校運営規則の一部改正)

第67条 神奈川県障害者職業能力開発校運営規則(昭和54年神奈川県規則第35号)の一部を次のように改正する。

第2号様式中「㊟」を削り、同様式中備考1を備考とし、備考2を削る。

(貸金業法施行細則の一部改正)

第68条 貸金業法施行細則(昭和58年神奈川県規則第78号)の一部を次のように改正する。

第7条第1号中「印鑑証明書、その」を削り、同条第5号を削る。

第7号様式中「㊟」を削る。

第8章 県土整備局関係

(神奈川県屋外広告物条例施行規則の一部改正)

第69条 神奈川県屋外広告物条例施行規則(昭和24年神奈川県規則第87号)の一部を次のように改正する。

第1号様式中「㊟」を削り、同様式の備考3を削る。

第4号様式の2及び第4号様式の3中「㊟」を削る。

第8号様式(表)中「㊟」を削り、同様式(裏)の備考8を削る。

第9号様式中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。

第11号様式中「㊟」を削り、同様式の備考3を削る。

第12号様式中「㊟」を削り、同様式中備考1を備考とし、備考2を削る。

第13号様式中「㊟」を削り、同様式中備考1を備考とし、備考2を削る。

第15号様式中「㊟」を削り、同様式の備考3を削る。

(建築士法施行細則の一部改正)

第70条 建築士法施行細則(昭和25年神奈川県規則第109号)の一部を次のように改正する。

第1号様式及び第1号様式の2中「(署名)」を削る。

第1号様式の3中「㊟」を削る。

(神奈川県都市公園条例施行規則の一部改正)

第71条 神奈川県都市公園条例施行規則(昭和32年神奈川県規則第102号)の一部を次のように改正する。

第1号様式中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。
 第2号様式中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。
 第3号様式中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。
 第4号様式中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。
 第5号様式中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。
 第6号様式中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。
 第7号様式中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。
 第8号様式中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。
 第9号様式中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。
 第12号様式中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。
 第13号様式中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。
 第14号様式中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。
 第15号様式中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。
 第16号様式中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。
 第17号様式中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。
 第18号様式中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。
 第19号様式中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。
 第20号様式中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。

(海岸法施行細則の一部改正)

第72条 海岸法施行細則(昭和34年神奈川県規則第25号)の一部を次のように改正する。

第1号様式中「㊟」を削り、同様式の備考5を削る。
 第2号様式中「㊟」を削り、同様式の備考7を削る。
 第3号様式中「㊟」を削り、同様式の備考6を削る。
 第4号様式中「㊟」を削り、同様式の備考7を削る。

(神奈川県宅地造成等規制法施行細則の一部改正)

第73条 神奈川県宅地造成等規制法施行細則(昭和37年神奈川県規則第52号)の一部を次のように改正する。

第3号様式中「㊟」を削り、同様式中備考1を備考とし、備考2を削る。

(神奈川県建築基準法施行細則の一部改正)

第74条 神奈川県建築基準法施行細則(昭和37年神奈川県規則第97号)の一部を次のように改正する。

第1号様式(第1面)中「㊟」を削り、「係員印」を「係員」に改め、同様式(第3面)の備考5を削る。
 第1号様式の2(第1面)中「㊟」を削り、「係員印」を「係員」に改め、同様式(第3面)の備考5を削る。
 第2号様式中「㊟」を削り、同様式の備考4を削る。
 第4号様式中「㊟」を削り、同様式の備考4を削る。
 第4号様式の3中「㊟」を削り、同様式の備考5を削る。
 第7号様式中「㊟」を削り、同様式の備考5を削る。
 第8号様式中「㊟」を削り、同様式中備考1を備考とし、備考2を削る。
 第9号様式中「㊟」を削り、同様式中備考1を備考とし、備考2を削る。
 第10号様式中「㊟」を削り、同様式の備考6を削る。
 第11号様式(第1面)中「㊟」を削り、「係員印」を「係員」に改め、同様式(第3面)の備考7を削る。
 第13号様式(第1面)中「㊟」を削り、「係員印」を「係員」に改め、同様式(第3面)の備考6を削る。

第14号様式中「㊟」を削り、同様式の備考8を削る。
 第16号様式中「㊟」を削り、同様式の備考4を削る。
 第17号様式中「㊟」を削り、同様式の備考3を削る。
 第18号様式中「㊟」を削り、同様式の備考4を削る。
 第19号様式中「㊟」を削り、同様式の備考3を削る。

第20号様式中「㊟」を削り、同様式中備考1を備考とし、備考2を削る。

(港湾の設置及び管理等に関する条例の施行等に関する規則の一部改正)

第75条 港湾の設置及び管理等に関する条例の施行等に関する規則(昭和39年神奈川県規則第126号)の一部を次のように改正する。

第1号様式中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。

第2号様式中「㊟」を削り、同様式中備考1を備考とし、備考2を削る。

第3号様式中「㊟」を削り、同様式中備考1を備考とし、備考2を削る。

第4号様式中「㊟」を削り、同様式中備考1を備考とし、備考2を削る。

第5号様式中「㊟」を削り、同様式の備考4を削る。

第7号様式中「㊟」を削り、同様式の備考4を削る。

第8号様式中「㊟」を削り、同様式の備考4を削る。

第9号様式中「㊟」を削り、同様式の備考5を削る。

第10号様式中「㊟」を削り、同様式の備考4を削る。

(相模湖、津久井湖、丹沢湖、寒川滞水域、社家滞水域、飯泉滞水域等の水域における行為の規制に関する条例施行規則の一部改正)

第76条 相模湖、津久井湖、丹沢湖、寒川滞水域、社家滞水域、飯泉滞水域等の水域における行為の規制に関する条例施行規則(昭和39年神奈川県規則第139号)の一部を次のように改正する。

第1号様式中「㊟」を削り、同様式の備考4を削る。

(不動産の鑑定評価に関する法律施行細則の一部改正)

第77条 不動産の鑑定評価に関する法律施行細則(昭和40年神奈川県規則第8号)の一部を次のように改正する。

第1条の2第2項中「代表者印」を「代表者の記名」に改める。

(河川法施行細則の一部改正)

第78条 河川法施行細則(昭和40年神奈川県規則第50号)の一部を次のように改正する。

第1号様式中「㊟」を削り、同様式の備考5を削る。

(神奈川県旧住宅地造成事業に関する法律施行細則の一部改正)

第79条 神奈川県旧住宅地造成事業に関する法律施行細則(昭和40年神奈川県規則第83号)の一部を次のように改正する。

第1号様式付表の備考を削る。

(都市計画公聴会規則の一部改正)

第80条 都市計画公聴会規則(昭和44年神奈川県規則第111号)の一部を次のように改正する。

第14条中「作成し、これに署名押印しなければ」を「作成しなれば」に改める。

(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則の一部

改正)

第81条 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則(昭和44年神奈川県規則第119号)の一部を次のように改正する。

第2号様式中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。

第3号様式中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。

第4号様式中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。

第6号様式中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。

第7号様式中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。

第9号様式中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。

第10号様式中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。

(都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する細則の一部改正)

第82条 都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する細則(昭和45年神奈川県規則第62号)の一部を次のように改正する。

第3号様式中「㊟」を削る。

第5号様式中「㊟」を削り、同様式の備考3を削る。

第6号様式中「㊟」を削り、同様式の備考3を削る。

第7号様式中「㊟」を削り、同様式中備考1を備考とし、備考2を削る。

第7号様式の2中「㊟」を削り、同様式の備考5を削る。

第7号様式の3中「㊟」を削り、同様式中備考1を備考とし、備考2を削る。

第7号様式の4中「㊟」を削り、同様式の備考3を削る。

第7号様式の5中「㊟」を削り、同様式中備考1を備考とし、備考2を削る。

第8号様式中「㊟」を削り、同様式中備考1を備考とし、備考2を削る。

第9号様式中「㊟」を削り、同様式中備考1を備考とし、備考2を削る。

第11号様式中「㊟」を削り、同様式中備考1を備考とし、備考2を削る。

第12号様式中「㊟」を削り、同様式の備考3を削る。

第12号様式の2中「㊟」を削り、同様式の備考3を削る。

第15号様式中「㊟」を削り、同様式の備考3を削る。

(都市計画法施行細則の一部改正)

第83条 都市計画法施行細則(昭和45年神奈川県規則第88号)の一部を次のように改正する。

第1号様式及び第2号様式中「㊟」を削る。

第3号様式中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。

第4号様式中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。

第5号様式中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。

第6号様式中「㊟」を削り、同様式の備考3を削る。

第8号様式中「㊟」を削る。

第10号様式中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。

第11号様式中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。

第12号様式中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。

(神奈川県都市公園施設利用規則の一部改正)

第84条 神奈川県都市公園施設利用規則(昭和46年神奈川県規則第26号)の一部を次のように改正する。

第3号様式中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。

(土採取規制条例施行規則の一部改正)

第85条 土採取規制条例施行規則(昭和47年神奈川県規則第94号)

の一部を次のように改正する。

第2号様式中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。

第3号様式中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。

第4号様式中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。

第5号様式中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。

(租税特別措置法に基づく優良な宅地の造成の認定及び優良な住宅の新築の認定に関する規則の一部改正)

第86条 租税特別措置法に基づく優良な宅地の造成の認定及び優良な住宅の新築の認定に関する規則(昭和49年神奈川県規則第46号)の一部を次のように改正する。

第3条第6項及び第9条第3項中「記名及び押印をしなければ」を「記名しなければ」に改める。

第1号様式中「㊟」を削り、同様式の備考4を削る。

第3号様式中「㊟」を削り、同様式の備考4を削る。

第4号様式中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。

第5号様式中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。

第6号様式中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。

第7号様式中「㊟」を削り、同様式の備考3を削る。

第8号様式中「㊟」を削る。

(宅地建物取引業法施行細則の一部改正)

第87条 宅地建物取引業法施行細則(昭和56年神奈川県規則第109号)の一部を次のように改正する。

第1号様式の3及び第2号様式の2から第5号様式までの規定中「㊟」を削る。

(神奈川県法定外公共用財産の使用に関する規則の一部改正)

第88条 神奈川県法定外公共用財産の使用に関する規則(昭和59年神奈川県規則第98号)の一部を次のように改正する。

第1号様式中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。

第2号様式中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。

第3号様式中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。

(租税特別措置法施行令に基づく特定の民間再開発事業等の認定に関する規則の一部改正)

第89条 租税特別措置法施行令に基づく特定の民間再開発事業等の認定に関する規則(昭和60年神奈川県規則第13号)の一部を次のように改正する。

第1号様式から第3号様式までの規定中「㊟」を削る。

(神奈川県道路占用規則の一部改正)

第90条 神奈川県道路占用規則(昭和62年神奈川県規則第21号)の一部を次のように改正する。

第1号様式中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。

第2号様式中「㊟」を削り、同様式の備考6を削る。

第5号様式中「㊟」を削り、同様式の備考3を削る。

(神奈川県工事執行規則の一部改正)

第91条 神奈川県工事執行規則(平成8年神奈川県規則第68号)の一部を次のように改正する。

第1号様式、第3号様式から第6号様式まで及び第8号様式中「㊟」を削る。

(神奈川県電線共同溝占用規則の一部改正)

第92条 神奈川県電線共同溝占用規則(平成9年神奈川県規則第

73号)の一部を次のように改正する。

第1号様式中「㊟」を削り、同様式の備考7を削る。

第3号様式中「㊟」を削り、同様式の備考8を削る。

(神奈川県県営住宅条例施行規則の一部改正)

第93条 神奈川県県営住宅条例施行規則(平成10年神奈川県規則第4号)の一部を次のように改正する。

第2号様式(表)、第4号様式の4、第4号様式の4の2、第4号様式の6、第4号様式の8、第5号様式から第5号様式の3まで、第12号様式、第13号様式、第16号様式から第18号様式まで、第21号様式、第23号様式、第25号様式から第29号様式まで及び第32号様式から第45号様式までの規定中「㊟」を削る。

(神奈川県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部改正)

第94条 神奈川県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則(平成11年神奈川県規則第7号)の一部を次のように改正する。

第1号様式中「㊟」を削り、「係員印」を「係員」に改め、同様式の備考4を削る。

第3号様式中「㊟」を削り、同様式の備考3を削る。

第4号様式中「㊟」を削り、同様式の備考3を削る。

第5号様式中「㊟」を削り、同様式の備考3を削る。

第6号様式中「㊟」を削り、「係員印」を「係員」に改め、同様式中備考1を備考とし、備考2を削る。

(神奈川県土砂の適正処理に関する条例施行規則の一部改正)

第95条 神奈川県土砂の適正処理に関する条例施行規則(平成11年神奈川県規則第74号)の一部を次のように改正する。

第1号様式から第7号様式の3まで、第7号様式の5から第10号様式まで、第12号様式から第14号様式まで及び第16号様式中「並びに」を「及び」に改め、「及び印」を削る。

(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部改正)

第96条 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則(平成13年神奈川県規則第54号)の一部を次のように改正する。

第3号様式中「㊟」を削り、同様式中備考1を削り、備考2を備考とする。

第5号様式中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。

第6号様式中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。

第9号様式中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。

第10号様式中「㊟」を削る。

(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則の一部改正)

第97条 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則(平成13年神奈川県規則第91号)の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「印鑑証明書、その」を削り、同条第3号中「届出者の印鑑証明書及び」を「届出者が当該解体工事業者の」に改め、同条第4号中「届出者の印鑑証明書及び」を削り、同条第5号を削る。

第1号様式及び第4号様式中「㊟」を削る。

(神奈川県砂防指定地の管理に関する条例施行規則の一部改正)

第98条 神奈川県砂防指定地の管理に関する条例施行規則(平成

15年神奈川県規則第65号)の一部を次のように改正する。

第1号様式中「㊟」を削り、同様式中備考1を削り、備考2を備考1とし、備考3を備考2とする。

第2号様式中「㊟」を削り、同様式中備考1を削り、備考2を備考1とし、備考3を備考2とする。

第3号様式中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。

第6号様式中「㊟」を削り、同様式中備考1を削り、備考2を備考1とし、備考3を備考2とする。

第7号様式中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。

第8号様式中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。

(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の一部改正)

第99条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則(平成21年神奈川県規則第1号)の一部を次のように改正する。

第1号様式中「㊟」を削り、「係員印」を「係員」に改め、同様式の備考4を削る。

第3号様式中「㊟」を削り、同様式の備考3を削る。

第5号様式中「㊟」を削り、同様式の備考3を削る。

第6号様式中「㊟」を削り、同様式の備考3を削る。

第7号様式中「㊟」を削り、同様式の備考3を削る。

第8号様式中「㊟」を削り、「係員印」を「係員」に改め、同様式中備考1を備考とし、備考2を削る。

(長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部改正)

第100条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則(平成21年神奈川県規則第55号)の一部を次のように改正する。

第1号様式中「㊟」を削り、「担当者印」を「係員」に改め、同様式の備考3を削る。

第2号様式中「㊟」を削り、「担当者印」を「係員」に改め、同様式の備考4を削る。

第3号様式中「㊟」を削り、「担当者印」を「係員」に改め、同様式中備考1を備考とし、備考2を削る。

(都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画の認定等に関する規則の一部改正)

第101条 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画の認定等に関する規則(平成24年神奈川県規則第108号)の一部を次のように改正する。

第1号様式中「㊟」を削り、「担当者印」を「係員」に改め、同様式の備考3を削る。

第2号様式中「㊟」を削り、「担当者印」を「係員」に改め、同様式中備考1を備考とし、備考2を削る。

第3号様式中「㊟」を削り、「担当者印」を「係員」に改め、同様式中備考1を備考とし、備考2を削る。

第4号様式中「㊟」を削り、「担当者印」を「係員」に改め、同様式中備考1を備考とし、備考2を削る。

(マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部改正)

第102条 マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則(平成26年神奈川県規則第110号)の一部を次のように改正する。

第1号様式中「㊟」を削り、同様式の備考4を削る。

第 2 号様式中「㊟」を削り、同様式の備考 3 を削る。

(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部改正)

第103条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則（平成28年神奈川県規則第34号）の一部を次のように改正する。

第 1 号様式中「㊟」を削り、「担当者印」を「係員」に改める。

第 4 号様式中「㊟」を削り、「担当者印」を「係員」に改め、同様式の備考 3 を削る。

第 5 号様式中「㊟」を削り、「担当者印」を「係員」に改め、同様式中備考 1 を備考とし、備考 2 を削る。

第 6 号様式中「㊟」を削り、「担当者印」を「係員」に改め、同様式中備考 1 を備考とし、備考 2 を削る。

第 7 号様式中「㊟」を削り、「担当者印」を「係員」に改め、同様式の備考 3 を削る。

第 8 号様式中「㊟」を削り、「担当者印」を「係員」に改め、同様式中備考 1 を備考とし、備考 2 を削る。

(神奈川県流域下水道事業の財務に関する特例を定める規則の一部改正)

第104条 神奈川県流域下水道事業の財務に関する特例を定める規則（令和 2 年神奈川県規則第40号）の一部を次のように改正する。

第 5 号様式（第 1 面）中「取扱員印」を「取扱員」に改める。

第 9 号様式（第 5 面）（裏）中「記入し、押印して」を「記入して」に、「記入の上、代表者印を押して」を「記入して」に、「口座振り込み」を「口座振込」に改め、「㊟」を削る。

第14号様式（裏）中「記入し、押印して」を「記入して」に、「記入の上、代表者印を押して」を「記入して」に改め、「㊟」を削る。

第15号様式（第 2 面）中「㊟」を削り、同様式（第 5 面）（裏）中「記入し、押印して」を「記入して」に、「記入の上、代表者印を押して」を「記入して」に、「口座振り込み」を「口座振込」に改め、「㊟」を削る。

(神奈川県流域下水道事業固定資産規則の一部改正)

第105条 神奈川県流域下水道事業固定資産規則（令和 2 年神奈川県規則第41号）の一部を次のように改正する。

第27条中「記名押印させなければ」を「記名させなければ」に改める。

第 5 号様式を次のように改める。

議会告示

神奈川県議会告示第1号

神奈川県議会における個人情報の保護に関する神奈川県個人情報保護条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年9月28日

神奈川県議会議長 小島 健一

神奈川県議会における個人情報の保護に関する神奈川県個人情報保護条例施行規程の一部を改正する規程

神奈川県議会における個人情報の保護に関する神奈川県個人情報保護条例施行規程（平成2年神奈川県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第2号様式の備考2、第9号様式の備考2及び第15号様式の備考2中「。代理人が法人の場合には、併せて代表者印を押印してください」を削る。

附則

- この告示は、公表の日から施行する。
- 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

教育委員会規則

神奈川県文化財保護条例の施行等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年9月28日

神奈川県教育委員会

教育長 桐谷 次郎

神奈川県教育委員会規則第7号

神奈川県文化財保護条例の施行等に関する規則等の一部を改正する規則

（神奈川県文化財保護条例の施行等に関する規則の一部改正）

第1条 神奈川県文化財保護条例の施行等に関する規則（昭和51年神奈川県教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

- 第1号様式中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。
第4号様式中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。
第5号様式中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。
第6号様式中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。
第7号様式中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。
第8号様式中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。
第9号様式中「㊟」を削る。
第11号様式中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。
第12号様式中「㊟」を削る。
第13号様式中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。
第14号様式中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。
第20号様式中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。
第22号様式中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。

- 第23号様式中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。
第24号様式中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。
第25号様式中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。
第26号様式中「㊟」を削る。
第27号様式中「㊟」を削り、同様式の備考を削る。
第28号様式中「㊟」を削る。

（学校教育法施行細則の一部改正）

第2条 学校教育法施行細則（昭和58年神奈川県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第1号様式、第2号様式、第12号様式、第12号様式の2、第12号様式の4、第14号様式、第16号様式から第32号様式まで、第34号様式及び第35号様式中「㊟」を削る。

（技能教育施設の指定等に関する細則の一部改正）

第3条 技能教育施設の指定等に関する細則（平成2年神奈川県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1号様式及び第2号様式中「㊟」を削る。

（神奈川県教育委員会における個人情報の保護に関する神奈川県個人情報保護条例施行規則の一部改正）

第4条 神奈川県教育委員会における個人情報の保護に関する神奈川県個人情報保護条例施行規則（平成2年神奈川県教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第2号様式の備考2、第9号様式の備考2及び第15号様式の備考2中「。代理人が法人の場合には、併せて代表者印を押印してください」を削る。

（神奈川県教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部改正）

第5条 神奈川県教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年神奈川県教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

第13条中「記載し、主宰者がこれに記名押印しなければ」を「記載しなければ」に改める。

第17条第3項中「確認した上、弁明者に記名押印を求めなければ」を「確認しなければ」に改め、同項後段を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則

神奈川県人事委員会議事規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年9月28日

神奈川県人事委員会

委員長 小池 治

神奈川県人事委員会規則第27号

神奈川県人事委員会議事規則の一部を改正する規則

神奈川県人事委員会議事規則（昭和26年神奈川県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「記名押印しなければ」を「記名しなければ」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

神奈川県人事委員会における個人情報の保護に関する神奈川県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 9 月 28 日

神奈川県人事委員会

委員長 小 池 治

神奈川県人事委員会規則第28号

神奈川県人事委員会における個人情報の保護に関する神奈川県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

神奈川県人事委員会における個人情報の保護に関する神奈川県個人情報保護条例施行規則（平成 2 年神奈川県人事委員会規則第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 2 号様式の備考 2、第 9 号様式の備考 2 及び第 15 号様式の備考 2 中「。代理人が法人の場合には、併せて代表者印を押印してください」を削る。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

神奈川県人事委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 9 月 28 日

神奈川県人事委員会

委員長 小 池 治

神奈川県人事委員会規則第29号

神奈川県人事委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則

神奈川県人事委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成 6 年神奈川県人事委員会規則第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条中「記載し、主宰者がこれに記名押印しなければ」を「記載しなければ」に改める。

第 17 条第 3 項中「確認した上、弁明者に記名押印を求めなければ」を「確認しなければ」に改め、同項後段を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

監 査 委 員 告 示

神奈川県監査委員告示第 2 号

神奈川県監査委員における個人情報の保護に関する神奈川県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 3 年 9 月 28 日

神奈川県監査委員 村 上 英 嗣
同 太 田 眞 晴
同 吉 川 知 恵 子
同 嶋 村 た だ し
同 てらさき 雄 介

神奈川県監査委員における個人情報の保護に関する神奈川県個人情報保護条例施行規程の一部を改正する規程

神奈川県監査委員における個人情報の保護に関する神奈川県個人情報保護条例施行規程（平成 2 年神奈川県監査委員告示第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 号様式の備考 2、第 9 号様式の備考 2 及び第 15 号様式の備考 2 中「。代理人が法人の場合には、併せて代表者印を押印してください」を削る。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

労 働 委 員 会 規 則

神奈川県労働委員会における個人情報の保護に関する神奈川県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 9 月 28 日

神奈川県労働委員会

会長 浜 村 彰

神奈川県労働委員会規則第 1 号

神奈川県労働委員会における個人情報の保護に関する神奈川県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

神奈川県労働委員会における個人情報の保護に関する神奈川県個人情報保護条例施行規則（平成 17 年神奈川県労働委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 号様式の備考 2、第 9 号様式の備考 2 及び第 15 号様式の備考 2 中「。代理人が法人の場合には、併せて代表者印を押印してください」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

収 用 委 員 会 告 示

神奈川県収用委員会告示第 1 号

神奈川県収用委員会運営規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 3 年 9 月 28 日

神奈川県収用委員会

会長 原 田 一 明

神奈川県収用委員会運営規程の一部を改正する規程

神奈川県収用委員会運営規程（昭和 49 年神奈川県収用委員会告示第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 3 項中「委員 1 人以上がこれに記名押印しなければ」

を「1人以上の委員が記名したものでなければ」に改める。

別記様式(表)中「印」を削る。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

神奈川県収用委員会告示第2号

神奈川県収用委員会における個人情報の保護に関する神奈川県個人情報保護条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年9月28日

神奈川県収用委員会

会長 原 田 一 明

神奈川県収用委員会における個人情報の保護に関する神奈川県個人情報保護条例施行規程の一部を改正する規程

神奈川県収用委員会における個人情報の保護に関する神奈川県個人情報保護条例施行規程(平成2年神奈川県収用委員会告示第1号)の一部を次のように改正する。

第2号様式の備考2、第9号様式の備考2及び第15号様式の備考2中「。代理人が法人の場合には、併せて代表者印を押印してください」を削る。

附 則

- 1 この告示は、公表の日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

海区漁業調整委員会告示

神奈川県海区漁業調整委員会告示第1号

神奈川県海区漁業調整委員会における個人情報の保護に関する神奈川県個人情報保護条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年9月28日

神奈川県海区漁業調整委員会

会長 櫻 本 和 美

神奈川県海区漁業調整委員会における個人情報の保護に関する神奈川県個人情報保護条例施行規程の一部を改正する規程

神奈川県海区漁業調整委員会における個人情報の保護に関する神奈川県個人情報保護条例施行規程(平成2年神奈川県海区漁業調整委員会告示第1号)の一部を次のように改正する。

第2号様式の備考2、第9号様式の備考2及び第15号様式の備考2中「。代理人が法人の場合には、併せて代表者印を押印してください」を削る。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

内水面漁場管理委員会告示

神奈川県内水面漁場管理委員会告示第1号

神奈川県内水面漁場管理委員会における個人情報の保護に関する神奈川県個人情報保護条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年9月28日

神奈川県内水面漁場管理委員会

会長 井 貫 晴 介

神奈川県内水面漁場管理委員会における個人情報の保護に関する神奈川県個人情報保護条例施行規程の一部を改正する規程

神奈川県内水面漁場管理委員会における個人情報の保護に関する神奈川県個人情報保護条例施行規程(平成2年神奈川県内水面漁場管理委員会告示第1号)の一部を次のように改正する。

第2号様式の備考2、第9号様式の備考2及び第15号様式の備考2中「。代理人が法人の場合には、併せて代表者印を押印してください」を削る。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。